

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

令和7年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1) 国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 (2) 年金受給に伴う裁定請求 (3) 国民年金保険料の免除等申請</p>
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの過程で、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。具体的には、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚で保管し、廃棄する場合は廃棄した記録を保存している。	

9. 監査

[自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

八百津町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及び八百津町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。具体的に、
 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底する。
 ・特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。
 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月16日	評価実施機関における担当部署	町民課長 後藤光弘	町民課長 山田一夫	事後	
平成29年11月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	評価実施期間における担当部署②所属長	町民課長 山田一夫	町民課長	事後	
平成31年3月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	I 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁判請求の受理・事実の審査・報告等を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 (2)年金受給に伴う裁判請求 (3)国民年金保険料の免除等申請</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁判請求の受理・事実の審査・報告等を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 (2)年金受給に伴う裁判請求 (3)国民年金保険料の免除等申請</p> <p>なお、これらの事務に関して、日本年金機構が番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和3年7月1日	I 3個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番31	番号法第9条第1項、別表第一項番31、83の項 番号法第9条第1項、別表第一項の主務省令で定める命令第24条の2・59条	事後	
令和3年7月1日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番48、50 【情報照会】なし	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番48、50 【情報照会】なし	事後	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	IV6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	-	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和6年11月15日	I 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 (2)年金受給に伴う裁定請求 (3)国民年金保険料の免除等申請</p> <p>なお、これらの事務に関して、日本年金機構が番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)に基づき、国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>(1)国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出 (2)年金受給に伴う裁定請求 (3)国民年金保険料の免除等申請</p>	事後	
令和6年11月15日	I 1特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、統合宛名システム、中間サーバー	国民年金システム	事後	
令和6年11月15日	I 2特定個人情報ファイル名	国民年金システムファイル、統合宛名ファイル	国民年金システムファイル	事後	
令和6年11月15日	I 3個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番31、83の項 番号法第9条第1項、別表第一項の主務省令で定める命令第24条の2・59条	番号法第9条第1項、別表46の項	事後	
令和6年11月15日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和6年11月15日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番48、50 【情報照会】なし	-	事後	
令和6年11月15日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年11月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	IV 6情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	-	事後	
令和6年11月15日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和6年11月15日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目追加	事後	
令和7年12月1日	II しきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	